

補 助 対 象 事 業 及 び 補 助 率 等

別表2

事業名	対象団体	対象となる経費	対象要件	補助率及び補助限度額
街路灯等電灯料 補助事業	商業、サービス業を営む 中小企業者を主たる構成員 とする法人格を有する団体 で、要綱第2条第2項各号 の要件を備えるもの。	4月1日から翌年3月31日 までの街路灯等の電灯料でそ して処理されている電灯料とす る。	<ul style="list-style-type: none"> 団体が前年度末までに設置し た街路灯等で維持管理するも の。 4月1日以降に撤去又は設置 した街路灯等については、撤去 した日の前日まで又は設置し た日の翌日以降を補助の対象 とする。 	補助対象経費の50%以内

(注意)第4条第1項の規定により、補助金額は、上記の補助率・補助限度額により算出された額に100分の90を乗じて得た額とする。